

よくある質問 (R6.12.26 更新)

Q1. 「^{かんご}監護」とはどういった場合のことを指しますか？

A. 「監護」とは、日常生活上の世話及び必要な保護をしている（簡単にいうと面倒をみている）ことなどを言います。お子さんと同居していない場合でも、上記の事実があれば、監護関係があるということになります。（監護「無」の場合児童手当の支給対象にはなりません。）

Q2. 「生計費の負担」とはどういった場合のことを指しますか？

A. 「生計費の負担」とは、同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合や、別居であって親が学費や生活費の少なくとも一部を送りしている場合等が考えられます。これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合、生計費の負担をしていると考えられます。

Q3. 12月に児童手当が振り込まれましたが、10月の支給と比べて増額されていません。

A. 制度拡充後から支給時期が年3回から年6回へ変更されました。10月の支給は5～8月の4ヵ月分、12月の支給は10・11月の2ヵ月分の振込となっております。なお、次回は2月10日（月）に12・1月の2ヵ月分を振込予定です。

Q4. 振込はいつですか？

A. 初回は令和6年12月10日です。以降は、2か月ごと偶数月の10日（土日祝日の場合はその前日）にお支払いします。

記載内容や提出書類に不備があると審査ができずに、振込が遅くなる場合があります。提出が必要な方は、提出前に記載内容や必要書類等を今一度ご確認のうえ、書類を提出してください。

Q5. 申請期限を過ぎてしまった場合は、どうしたら良いですか？

A. 期限を過ぎた場合でも認定請求書は提出してください。期限を過ぎてしまうと振込が遅れる場合がありますが、令和7年3月31日（月曜日）までに申請があった場合は、令和6年10月分まで遡って手当をお支払いします。

なお、令和7年3月31日（月曜日）までに申請を行わない場合は、受給できなくなる月が発生する可能性があります。申請が必要な方は早めにご提出ください。

Q6. 手当を申請する受給者は、父母のどちらでも良いですか？

A. 制度の改正により所得制限は撤廃されますが、引き続き原則として生計中心者が受給者となりますので、父母等のうち所得の高い方【令和6年度（令和5年分）所得の高い方】を受給者として申請してください。

Q7. 公務員として働いていますが、提出先や問い合わせは中野市役所子育て課で良いですか？

A. 公務員の方の提出やお問い合わせは、ご自身のお勤め先となります。お勤め先へご

確認ください。

Q8. 大学生年代 (H14.4.2～H18.4.1 生まれ) の子がいますが、こういった場合に手続きが必要ですか？

A. 大学生年代の子について監護に相当する世話等をし、生計費の負担をしている場合で、0 歳から大学生年代の子を含めて子が 3 人以上となる場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要となります。

Q9. 制度改正のお知らせや通知は届くのですか？

A. 以下に当てはまる世帯に制度改正のお知らせを 9 月初旬に送付しました。届かない場合は問合せ先までご連絡ください。

- ・ 養育している児童が高校生年代のみの方
- ・ 所得超過により、手当を受給していない方
- ・ 現在児童手当を受給している方（特例給付を受給している方も含む）

Q10. 中学生の子の分の児童手当をもらっています。その上に 1 人高校生がいますが、何か手続きは必要ですか。

A. 中学 3 年生以下のお子さんについて現在児童手当（5000 円の特例給付含む）が支給されている方で、高校生年代の子の住民票が中野市にあり、児童手当受給者である親と同世帯の場合には、原則手続きは不要で高校生のお子さんの分の手当額を増額します。

なお、高校生年代の子が別居している（住民票上別住所・別世帯にいる）場合は、別居監護申立書の提出が必要です。

Q11. 申請不要で受給額が増額する受給者にも増額したことがわかる通知が届くのですか。

A. 申請不要で受給額が増額する受給者については、現在登録されている情報をもとに手当額を増額する処理をおこない、「額改定通知書」を令和 6 年 11 月に送付しました。

額改定通知書には改正後の支給対象児童数および月額が記載されますので、誤りがなければご確認ください。

通知書に記載されている支給対象児童数や月額の内容にご不明点等ございましたらお問い合わせください。

Q12. 児童養護施設に入所している、又は里親に委託している高校生年代の児童は保護者が申請すれば受給できますか。

A. 児童養護施設に入所している、又は里親に委託している児童（高校生年代を含む）については、保護者が受給することはできません。

この場合、施設設置者、又は里親が市に児童手当の受給申請をし、受給することとなります。

Q13. 今後転出予定だが、申請する必要はあるか？

A. 9 月末までに転出される場合は、中野市での申請は不要となります。転出先の市区

町村での手続きが必要となりますので、転出先の市区町村で、必要なお手続きをご確認ください。

ただし、10月以降に転出される場合は、中野市でのお手続きが必要となりますので、ご注意ください。